

議 事 録

会議の名称	平成 30 年 愛荘町教育委員会 第 1 回定例会
開催日時	平成 30 年 1 月 22 日 (月) 午後 4 時 00 分
開催場所	秦荘庁舎 2 階 大会議室
出席者	<p>【教育委員】 5 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨、藤野智誠</p> <p>【事務局】 7 名 教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 巽 友弘 生涯学習課長 藤居祐司 歴史文化博物館長 大友 暢 給食センター所長 本田康仁 図書館長 茶谷えりか 教育振興課係長 増居志穂</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 1 号 愛荘町指定文化財の新指定について</p> <p>日程第 2 議案第 2 号 愛荘町立図書館資料等の弁償事務処理要綱について</p> <p>日程第 3 承認第 1 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第 4 承認第 2 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第 5 承認第 3 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて</p>
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
植田教育委員長	<p>午後 4 時 00 分開会</p> <p>こんにちは。平成 30 年ということで、愛荘町教育委員会第 1 回の定例会にご参加いただきありがとうございます。今日の資料を見ると、卒業式・卒園式の案内が載っており、もう余すところ 2 ヶ月ということになってきました。学校等についても今年度のまとめと来年度に向けての取り組みを進めてもらう時期になろうかというところですよ。今日、孫がインフルエンザで学年閉鎖になったということで昼から帰ってきました。十分に気をつけてもらわないと思います。また、昨年の予定表を見ておりましたら、1 月 23 日の教育委員会が大雪で、その翌日が積雪のため町内の学校が休校ということになっていました。今日も気圧配置がよく似た状況になってきていて、これから子どもたちの通学安全等についても事前にご配慮いただけるとありがたいと考えております。今日は第 1 回の定例会ということでいくつか議題がありますが、よろしくお願ひします。</p>
中村部長	ありがとうございます。続きまして教育長ご挨拶お願ひします。

<p>藤野教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八島教育委員の任期満了（3月28日）に伴い、議会へ再任同意の議案上程を予定している件について ・ インフルエンザの流行について ・ 県立中学校の入試の結果と町内中学校に進学予定の生徒数が増加傾向にあることについて ・ 愛知川東小学校工事の経過報告と完成予定について ・ 中学生議会の開催のお知らせ ・ 夏休み閉庁の取り組みについて（教職員の働き方改革の取り組みの一環として） ・ 第3回人事ヒアリングについて ・ 卒業式・卒園式、入学式・入園式のご案内 ・ 生活保護費の母子家庭に対する加算（母子加算）の引き下げの動向について ・ 町長選挙・町議会議員選挙の説明会の開催について ・ 大雪の天候について
<p>中村部長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、委員長、会議の進行よろしく願います。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>ただいまの出席委員は5名で定数に達しております。 よって平成30年愛荘町教育委員会 第1回定例会は、成立いたしましたので開会をいたします。</p>
<p>植田委員長</p>	<p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、これを会議に諮って決定するとされています。平成29年第11回定例会の議事録が事務局からあらかじめ配布され、確認して頂いていると思いますが、議事録の内容についてご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>植田委員長</p>	<p>それでは、平成29年第11回定例会の議事録は承認をいただきました。後ほど委員の皆様にご署名をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日の平成30年第1回定例会の議事録署名も全員で行いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議題に入ります。</p>

	<p>日程第 1「議案第 1 号 愛荘町指定文化財の新指定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
大友館長	<p>—議案第 1 号を説明—</p>
植田委員長	<p>ただいま「議案第 1 号 愛荘町指定文化財の新指定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>
八島委員	<p>この保管はどのようにされるのですか。写真ですので多分劣化しますよね。それが劣化しないような保管の仕方があるのでしょうか。</p>
大友館長	<p>写真なのですが、乾板ですのでいわゆるガラスに煤をつけた状態の物ですので、普通のフィルムの物とは違い、持ちはかなり良いです。ただ、それが擦れて煤が取れると写真自体がダメになるということで、今のところはそれが擦れない形で保管しています。ただ、コロタイプといわれる原板の膜面、表面の映っている部分を剥がして別のガラスにそれを移し替えます。というのは、印刷は写真ですので、写真でそのまま出すとその原板を写真に写しこむことになるのですが、実際には紙ベースに刷らなければいけないということで、それを反転させなければなりません。それを剥がして硝子板に裏返しに貼り付けます。そしてそこにゼラチン質のものを塗ってもう一度焼くと、そのゼラチン質の物がふっくらと膨れ上がるわけです。その膨れ上がったところにインクを載せて刷るというようなことをしております。そしてコロタイプの原板は、大体 1 回で 50 枚から 100 枚程度しか刷れないもので、インクが乾いてきて肉面が薄くなるということで、現在その肉面が薄くなったものがそのまま保存されているという状況でございます。これにつきましても、できるだけ劣化しないように極力慎重に取り扱っているところでございます。以上でございます。</p>
八島委員	<p>今の説明をお聞きすると、写真原板というのは擦れないようにしたら保存は大丈夫というふうに思ったらいいですか。そのために紙か何かを入れて擦れないようにして保存しているということですね。</p>
大友館長	<p>保存方法については様々な意見があるのですが、まだこれといった確実に保存するという方法というのはどこにもございません。今のところ最良の方法として、和紙で包んで擦れないようにして保存しております。</p>
植田委員長	<p>これは展示の予定とか、皆さんに見ていただく機会はないのでしょうか。</p>

大友館長	実はこれが指定されましたら、次の春の特別展示で指定記念という形で数枚展示させていただく予定をしています。
植田委員長	聞いているだけでは良く分かりませんが、展示を見ればちょっと分かるのかなということもありますよね。他はよろしいでしょうか。
藤野教育長	これは、私たちが子どもの頃よく日光写真みたいなことをやりましたよね。ああいう形になっているということですよ。
大友館長	それとはちょっと違う物なのですが。いわゆる、昔からの針穴写真ですね。江戸時代の末からずっと乾板写真というのがあり、このコロタイプ印刷というのはそのころからすでに始まっているものです。
藤野教育長	それなら、今、西郷隆盛の写真などいろいろ出てくる時がありますが、あれは皆そのコロタイプでやっているわけですか。
大友館長	あれは多分写真ですね。印刷じゃなく写真で、原板から写したものだと思われま。
植田委員長	他よろしいでしょうか。価値そのものについては諮問にかけていただいてどうするかというところになるかと思われま。これより議案第1号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めま。よって議案第1号は原案通り可決されま。
植田委員長	続きまして、日程第2「議案第2号 愛荘町立図書館資料等の弁償事務処理要綱について」を議題といたしま。事務局より説明をお願いしま。
茶谷館長	—議案第2号を説明—
植田委員長	ただいま「議案第2号 愛荘町立図書館資料等の弁償事務処理要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	今までも現物での弁償というのはあったのですか。

茶谷館長	<p>図書については年に5、6冊はあります。視聴覚資料につきましても、DVDを踏んでしまったことや、傷つけてしまったというようなことが2～3年に1回位はあります。その時にはこちらが業者を指定して、同じ物を買って持ってきてもらうようにご案内させてもらっていました。しかしながら、商品を取り扱っている業者の方から、図書館で貸し出しするために著作権処理をした物を、個人に販売するのはおかしいので、個人からの振込みは受け付けられないという連絡がありましたので、こういう要綱を制定させていただいたということになります。</p>
八島委員	<p>この事務処理要綱を設けないといけないのは、取扱業者が図書館の方に同じものを売り、その代金は利用者から図書館が徴収するという方法でないと納品できないということなので、これを作ると思ったらいいのですよね。分かりました。</p>
植田委員長	<p>今までは図書館資料等の弁済の要綱については特に定めがなく、図書館の図書についての部分はもともと要綱はあったということですね。そうではないのですか。</p>
茶谷館長	<p>全部現物でもらうということで、図書館の内規の状態で運用しておりました。</p>
植田委員長	<p>今まではなかったということですか。</p>
茶谷館長	<p>はい。今まではお金を預かるということは一切してありませんでした。今後、弁償していただくにあたっては、利用者の方から一旦図書館でお金を預からざるを得ないということになります。そうなると、町の歳入として予算に入りますので、こういう要綱を定めておかないと、歳入としての受取口がないという状態になります。そうしたことから要綱の制定をお願いしたいと思います。</p>
植田委員長	<p>では今までは、無くしたり壊したりしたら、弁償してもらうというのは図書館のどこかには謳われているんですか。それは。</p>
茶谷館長	<p>愛荘町図書館条例施行規則第21条に『利用者は、図書館資料、設備器具等を著しく汚損し、破損し、または紛失したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない』という条文があるので、それに基づいて処理させていただいておりました。</p>

八島委員	<p>先程の話を聞くと、利用者が例えば雑誌を紛失した際に、通常 400 円ぐらいで売っているのを、図書館に置いているのは 500 円するかもしれないということですね。その破損してしまった利用者の方が、自分で買った方が安いけれども、わざわざ図書館を通さないといけなくて、そして当然値段が上がるということを認識してもらう何かがあるのではないのでしょうか。</p>
茶谷館長	<p>はい。わかりました。雑誌と図書につきましては、著作権法の縛りがないため、同じ値段となっているんですが、視聴覚資料につきましてはその処理が必要になりますので、割高になってきております。</p>
植田委員長	<p>他よろしいでしょうか。 質疑が無いようですのでこれより議案第 2 号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田委員長	<p>異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案通り可決されました。</p>
植田委員長	<p>続いて議題に入る前に、次の承認第 1 号から第 3 号については個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により、「人事に関する事件その他の事件について、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は、これを公開としないことができる。」となっております。この議案については公開しないこととしてよろしいかお諮りします。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田委員長	<p>異議なしと認めます。よって承認第 1 号、第 2 号、第 3 号は非公開いたします。</p> <p>●<u>上記の決定により、「承認第 1 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第 2 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第 3 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</u></p>

	<p>以上で平成 30 年第 1 回定例会の案件はすべて終了しました。</p>
--	---

午後 5 時 00 分閉会